

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

沖縄県豊見城市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「指定施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 名称

〇〇〇〇●●

二 所在地

沖縄県豊見城市●●△△番地

（供用部分）

第4条 指定施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 指定施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

一 開放する曜日

〇曜日～△曜日

二 開放する時間帯

午前〇〇時～午後△時

三 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

〇〇人

(指定施設の管理及び運用)

第6条 指定施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

- 2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、指定施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 甲は、指定施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。
- 3 乙は、対象施設を指定暑熱避難施設として開放している間は、住民等に指定暑熱避難施設であることがわかるよう、当該施設の出入口等のわかりやすい場所へポスター等を掲示するものとする。
- 4 電気使用料等、指定暑熱避難施設の開放に当たって必要な経費は事業者の乙の負担とする。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

- 第7条 甲は、沖縄県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。
- 2 乙は、前項の伝達を受けたとき又は熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、指定施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
 - 3 前項による指定施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

- 第8条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞り場所として、第5条に定める開放可能日等において、指定施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放にしよう努めるものとする。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第9条 乙は、指定施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じ

る場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(指定の取り消し)

第10条 甲は、指定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定施設が廃止されたとき。
- (2) 指定施設から指定の解除の申出があったとき。
- (3) その他指定施設として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により指定を取り消したときは、甲は速やかに公表するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、初年度は協定締結の日から熱中症警戒情報の運用期間が終了するまでとし、翌年度以降は熱中症警戒情報の運用期間とする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 氏名
住所

乙 氏名
住所